

広報 はちまんたい

hachimantai

1

Jan. 2015
No.212

お知らせ版

命を守る除雪中の事故防止10カ条

- ▶作業は、家族や隣近所にも声を掛けて、2人以上で行う。
- ▶雪下ろしは、建物の周りに雪を残す(もし、転落しても雪がクッションの役割を果たします)。
- ▶晴れの日ほど屋根の雪が緩んでいるので、注意する。
- ▶はしごの固定を忘れずに行う。
- ▶除雪機の雪詰まりは、必ずエンジンを切ってから取り除く。
- ▶低い屋根でも気を付ける。
- ▶開始直後と疲れたときは、特に慎重に作業を行う。
- ▶命綱とヘルメットは、必ず付ける。
- ▶命綱、除雪機などの用具は、こまめに手入れ・点検する。
- ▶作業するときは、携帯電話を所持する。

市内で、屋根の雪下ろし中や除雪作業中の事故が多く発生しています。雪下ろしや除雪を行う

際は、左の「命を守る除雪中の事故防止10カ条」を守って、作業するようお願いいたします。

除雪・雪下ろし中の事故を防ぎましょう

障害者控除には事前の申請手続きが必要です

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしている場合、所得税法などの規定により、身体障害者に準ずる者などとして、所得税などの申告時の障害者控除対象となります。

障害者控除を受けるには、事前に申請が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

なお、要介護認定を受けていても、必ずしも「障害者控除対象者認定書」が交付されるものではありませんので、ご了承願います。

■申請先 市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所地域振興課、田山支所

■必要なもの 印鑑(申請者が対象者本人以外の場合は、対象者の印鑑も必要)

詳しくは、市役所健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1097)まで。

おむつ代の医療費控除 証明書などのご準備を

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

なお、2年目以降は、介護保険法の要介護認定を受けている人のうち、主治医意見書などの資料で寝たきり状態であることが確認できれば、医療費控除が認められます。その際に必要となる「主治医意見書内容確認申出書」は、市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所地域振興課に備え付けてあります。

■申請先 市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所地域振興課

■必要なもの 印鑑

詳しくは、市役所健康福祉課包括支援センター係(☎・内線1093)まで。